

## 電子公文書等の移管・保存・利用システムについて

平成 23 年 9 月 8 日  
独立行政法人 国立公文書館

(1) 電子公文書等の移管・保存・利用については、「電子公文書等の移管・保存・利用の具体的方法に係る方針」（平成22年3月26日内閣府大臣官房公文書管理課）にしたがい、平成23年度から開始  
(主なポイント)

①移管

CD-R、DVD-R、HDD等可搬媒体による移管

②受入

検疫等作業を実施。可搬媒体は原則として保存しない

③保存

長期保存フォーマットに変換、保存

④利用

デジタルアーカイブを通じて利用（一般利用）

霞ヶ関WANを通じて利用（移管元機関による利用）

(2) このため、国立公文書館では、平成21年度に要件定義書を作成し、平成22年度に、電子公文書等の移管・保存・利用システムを構築、平成23年4月から運用を開始  
構築に当たっては、これまでの内閣府等における調査検討を踏まえ実施

# 1. 電子公文書等の移管・保存・利用システムの概要

## (1) システム化に当たっての基本的な考え方

### ・見読性の保証

長期保存フォーマットによる保存  
メタデータの付与

### ・原本性の保証

システム全体のセキュリティを確保し、  
保証

・「いつでも」、「どこでも」、  
「だれもが」、「自由に」、「無料で」  
インターネットを通じ、いつでも、  
利用可能

### ・システムの冗長化

ハード等の二重化

### ・機能ごとの分離

検疫、長期保存、利用機能の分離  
ネットワークから独立した長期保存機能

・アクセス制御によるセキュリティ向上  
府省等、館担当者ごとのアクセス権

・長期保存データの適切なバックアップ  
多重バックアップ（遠隔地保存）

移管

保存

利用

原則として、標準的フォーマット、標準的媒体で移管

1

電子公文書等の  
移管・保存・利  
用システムで対  
応

標準的フォー  
マット、標準的  
媒体

2

電子公文書等の移  
管・保存・利  
用シ  
ステムで部分対応

標準的フォーマッ  
ト以外で、シス  
テムに格納可能なも  
の

3

シス  
テムに  
よらず対応

シス  
テムに  
格納不可  
能なもの

4

対応  
不  
可

技術的  
に對  
応  
可  
能  
な  
も  
の

電子公文書等の移  
管・保存・利  
用シ  
ステム等で利  
用  
(オンライン)

シス  
テムを  
介さず利  
用  
(来館利  
用)

シス  
テムを  
介さず利  
用  
(来館利  
用)

当面、  
保存のみ

(3) 電子公文書等の移管・保存・利用システムで対応する  
標準的フォーマット、標準的媒体

1

種類	標準的フォーマット		長期保存フォーマット	デジタルアーカイブ用 フォーマット
文書作成	OASYS 一太郎 8-12 Word 97-2003 Word 2007	PDF PDF/A OpenOffice Writer	PDF/A	PDF/A
表計算	Excel 97-2003 Excel 2007	OpenOffice Calc	PDF/A	PDF/A
プレゼンテーション	PowerPoint 97- 2003 PowerPoint 2007	OpenOffice Impress	PDF/A	PDF/A
画像	JPEG JPEG 2000 GIF	TIFF BMP	JPEG2000 (lossless)	JPEG2000 (lossy) PDF (JPEG2000)
音声	WAVE MP3	WMA	MP3(ビットレート 256kbps以上)	MP3(ビットレート 256kbps以上)
映像	QuickTime Windows Media	RealPlayer MPEG	MPEG-2	MPEG-2

標準的媒体: CD-R、DVD-R、HDD、FD

2

システムで部分対応するフォーマット、媒体

3

個別対応

種類	標準的フォーマット以外		その他 媒体: MO	1及び2以外の フォーマット及び媒体	保存のみ
Web、電子メール、CAD、 データベース、等	htm, html Mdb	DWG, DXF, SXF Ai, vsd, vdx, wk			4

## (4) メタデータについて

項目番号	メタデータ名称	定義
1	記録管理メタデータ	電子公文書等の作成時の府省名、分類、文書名、作成者等行政文書ファイル管理簿の項目並びに、その他文書内容に係る情報を管理するためのメタデータ
2	技術的メタデータ	電子公文書等の電子ファイルのファイル形式、作成アプリケーション名称とそのバージョン、作成アプリケーションが動作するOS、電子署名やタイムスタンプ等の作成時の技術的内容のメタデータ
3	アーカイバルメタデータ	電子公文書等の移管後に、非現用文書として管理する情報(受入情報、保存延長情報、公開情報、破棄情報)のメタデータ
4	コンテナメタデータ	上記の技術的メタデータ、記録管理メタデータ、アーカイバルメタデータのすべてを包含したメタデータ。 電子公文書1件に対して、1個のコンテナメタデータが対応する。

## (5)電子公文書等の移管・保存・利用システム概念図

